

資源集団回収運動を始めませんか？

資源集団回収運動とは、市が行う行政回収とは別に、市民団体（マンション管理組合、社会福祉協議会、PTA、子ども会、サークル等）が、各家庭から出る資源物（紙類・缶類・布類）を持ち寄り、団体が契約した回収業者に引渡す自主的なリサイクル運動のことです。

資源集団回収運動はリサイクルの推進や地域の活性化につながるだけでなく、資源物の持ち去り被害を防ぐ効果もあり、ごみ減量・リサイクルの取り組みを推進するため市では回収量に応じて奨励金を交付しています。

1 資源集団回収運動の利点

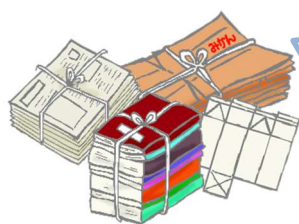
- (1) 市から奨励金が交付され、団体の活動のために自由に使うことができます。
回収業者から買取金が支払われることもあります。
- (2) 各家庭できちんと分別されるため、ごみ減量・リサイクル推進につながります。
- (3) 活動を通じてコミュニケーションが生まれ、地域の活性化につながります。
- (4) 回収した資源物は団体に所有権があるため、持ち去り防止の効果が期待できます。

2 奨励金交付制度の概要

- (1) 対象団体
資源集団回収運動を定期的実施する営利を目的としない市内の市民団体
(マンション管理組合、社会福祉協議会、PTA、子ども会、サークル等)

- (2) 対象品目

紙類（新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック）、布類、缶類



「雑がみ」もリサイクルできます！



ティッシュやお菓子の箱、チラシ、ノート、メモ帳、包装紙、はがき、封筒、紙芯など



- (3) 奨励金

回収量 1 キログラムあたり 3 円

3 資源集団回収運動を始める前に次のことを団体の皆さんで決めましょう

- (1) 団体名
- (2) 代表者
- (3) 回収品目（アルミ缶を回収すると持ち去り対策に効果的です）
- (4) 回収日（市の回収とは別の日にしましょう）
- (5) 回収場所（近隣に迷惑にならない場所を使いましょう）
- (6) 回収業者（見つからない場合、市にご相談ください）

4 資源集団回収運動を上手にすすめるポイント

(1) 開始前に十分話し合しましょう

総会や役員会、理事会で資源集団回収運動を始めるという同意を得て、団体が自らリサイクル活動を行うという意味決定をしましょう。

同意を得ていない方の資源物を持って行くことはできません。

(2) 回収する資源物

紙類は、種類によってリサイクル方法が異なります。新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、飲料用紙パックはきちんと分別し、それぞれひもで結んでください。

アルミ缶は悪臭の発生を防ぐため、きちんとすすいでから出しましょう。

(3) 回収業者との連携

回収業者との打ち合わせは非常に重要です。回収品目、回収日、引き渡し場所、引き渡し方法、雨天時の取り決めなど事前に良く話し合いをしておきましょう。

持ち去り被害を防ぐため、引き渡しの際は立ち会うことをお勧めします。

(4) 回収日

毎月第〇×曜日など覚えやすい日にしましょう。

市の回収と同じ日にすると持ち去り被害に遭いやすいことや、持ち去り行為者と間違われる可能性があるため、別の日にしていただくようお願いします。

(5) 回収場所

回収業者の駐車スペースを考慮しましょう。

近隣に迷惑にならない場所、交通の妨げにならない場所にしましょう。

集合住宅で共同スペースを使用する時は理事会などの許可を得ましょう。

資源集団回収運動であることを示すポスター等を掲示しましょう。

(6) 活動報告

回収量や奨励金の受取額、活用方法など活動の成果を公表しましょう。

トラブル防止のため、必ず会計報告や、代表者と別の方に会計を担当していただくことを推奨しています。

(7) 住民周知

地域の皆さんの理解と協力を得るため、機会があれば活動の様子をPRしましょう。

例：回収日・回収実績などを回覧版や掲示板でお知らせする等

5 問合せ先

経済環境局 環境部 ごみ減量政策担当

〒660-0842 尼崎市大高洲町2番地

TEL：06-6409-1341 FAX：06-6409-1277

E-mail：ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp



資源集団回収運動
市ホームページ